

2023年 第59号

# 渋谷間税会

消費税正しく育てる間税会

[www.kanzeikai.jp/tokyo/shibuya/](http://www.kanzeikai.jp/tokyo/shibuya/)



2023年 秋号

間税会に入会しましょう

.....  
引き続き会員メールアドレス登録に  
ご協力ください。


**ジンホア  
京華小吃**  
 シンガポール発 小籠包と餃子専門店  
<https://www.jinghua-xiaochi.jp>

**■ 恵比寿店**  
 ☎ 03-5422-7126  
 〒150-0013  
 東京都渋谷区恵比寿 1-18-15  
**【営業時間】**  
 平日 11:00～23:00 (22:00 L.O.)  
 土日祝ランチ 11:00～16:00 (15:30 L.O.)  
 土曜ディナー 17:00～22:00 (21:00 L.O.)  
 日祝ディナー 17:00～21:00 (20:00 L.O.)  
 年末年始休業



**■ 銀座店 ■ 八王子店**



## ■ 目次

会長ごあいさつ	3
新署長 着任のあいさつ	4
通常総会報告	5
名刺交換会・クリアファイルの贈呈式	6
渋谷税務署 異動情報・統括官あいさつ	7
税務署からのお知らせ	8
税務署からのお知らせ	9
税務署からのお知らせ	10
税務署からのお知らせ	11
税務署からのお知らせ	12
交流会イベント・渋谷間税会青年部会活動報告	13
渋谷間税会女性部会活動報告・活動予定	14
会員協賛広告	15

## ■ 広告掲載

ジンホア 西武信用金庫

### 協賛名刺広告

山王山田法律事務所、株式会社篠崎総合店舗センター、渋谷地下商店街振興組合、  
 株式会社スキルホームズ、有限会社東京第一地所、ハクエー産業株式会社、有限会社パール、  
 長谷川印刷株式会社、株式会社不動産プラス、株式会社芳徳、株式会社本国、松嶋一海税理士事務所、  
 有限会社マリモ企画、三船総業株式会社、安田商事株式会社



## ごあいさつ

会長 千脇 広久

爽秋の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。

平素より会務運営には、多大なるご協力・ご支援を賜り役員を代表して心より御礼を申し上げます。

冒頭に当り、この度の渋谷税務署定期人事異動で転出されました宮崎前署長、肥海前副署長、百武法人第二統括官の皆様方には、大変お世話になり心より感謝申し上げます。

また、渋谷税務署長として新たに着任されました、板倉弘至新署長を始め職員の皆様方には、格別のご指導とご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本年も新型コロナウイルス感染症が5類にされたとはいえ、感染対策に配慮しつつ6月23日（金）15：00PMより文化総合センター大和田にて第34回通常総会を開催し、役員改選を含む議案全てについてご承認をいただきました。会員の皆様方のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、昨年度の活動について簡単にご報告させていただきます。

青年部・女性部会の方々の努力により、消費税（インボイス）の講習会やセミナー等を対面にて開催することができました。また“世界の消費税クリアファイル”につきましても、会員の皆様方のご協力により30,000枚を超える申し込みがあり、渋谷税務署を始め区内全小学校等に寄贈して有効に活用させていただきました。また、租税教育推進の一環としての“税の標語”につきましても1,400遍を超える応募をいただき、新たに“サンロッカーズ賞”も新設させていただきました。一方で、会員増強につきましても、現下の厳しい状況の中、うまくいかない事が多々ありましたが、“楽しくなければ間税会ではない”のスローガンのもと、友好の輪を拡げてまいります。

このような前期の活動を踏まえて、本年10月から実施される、いわゆる「インボイス制度」への実施に向け、活動を活発化させると共に全間連創立50周年の佳節となる本年度、会員増強はもちろんのこと全てにおいて飛躍できますよう活動してまいりますので、以前にも増してご協力・ご支援を宜しくお願い申し上げます。

結びに会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念して挨拶と致します。



## 着任のあいさつ

渋谷税務署長 板倉 弘至

初秋の候、渋谷間税会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、渋谷税務署長を拝命しました板倉でございます。世界を代表する繁華街であり、若者も多く活気に溢れるこの渋谷の地で勤務できることを大変光栄に思っております。前任の宮崎同様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

千協会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

渋谷間税会におかれましては、「税の標語」の募集を通じた租税教育活動の推進や、「世界の消費税クリアファイル」を効果的に活用した広報活動など、消費税を中心とした間接税の浸透や納税意識の向上において多大な貢献をいただいております。東京国税局間税会連合会の中でもモデルとなる活発な活動をされていると伺っております。

間税会の皆様方のご尽力に対し、心より敬意を表しますとともに、本年度も活発な事業活動を通じて、企業経営と地域社会の健全な発展に寄与されますことをご期待申し上げます。

さて、本年10月1日からは、いよいよ消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。間税会の皆様方には、これまでも会報誌での制度に関する広報文書の掲載や、業種に特化した説明会の開催など、多大なご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。このインボイス制度は、これまで消費税の申告を免除されていた事業者の方を含め、業種を問わず多くの事業者の方に関係する制度となりますので、税務署では個々の事業者の方に寄り添った丁寧な周知・広報を進めていくこととしております。

また、国税庁では、本年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表し、従来の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱の下で、税務行政のDXを推進し、社会に貢献していくこととしております。

これらの取組を推し進めていくためには、間税会の皆様方のお力添えが必要不可欠でございますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、渋谷間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 第34回 通常総会報告の件



令和5年6月23日（金）文化総合センター大和田にて第34回通常総会を開催いたしました。

佐藤常任幹事の司会のもと、篠崎副会長の開会の辞・千脇会長の会長挨拶へと続き、千脇会長が議長につき議事へと進みました。

最初に加藤副会長による令和4年度事業並びに決算報告引き続き土屋監事による監査報告がなされました。

引き続き、審議事項として加藤副会長から令和5年度事業並びに予算（案）に関する件について、飯倉副会長から新役員選任（理事）に関する件及び役員（理事）変更等に依る常任理事への一任に関する件について説明がなされ、それぞれ可決承認されました。

ご参席いただきました来賓を代表して宮崎渋谷税務署長から来賓の挨拶を頂戴に続き、並木副会長による開会の辞がなされて15：00から始まった総会は予定通り15：45に閉会致しました。

引き続き16：30分より懇親会を文化総合センター大和田1Fベルマーレ・カフェにて行われ予定全てを無事に終了することができました。

	氏名	会社名		氏名	会社名
会長	千脇 広久	三船総業(株)	理事	奥谷 秀子	オーエス開発(有)
副会長	加藤 則幸	(有)パープル	理事	土屋 友孝	学校法人 服部学園
副会長	北島 義久	(株)本国	理事	朝倉 健吾	(株)朝倉商会
副会長	石井 沙与子	プレスパフォーミングアーツ(株)	理事	海老根 康洋	(株)イデアルコンサルティング
副会長	篠崎 隆俊	(株)篠崎総合店舗センター	理事	西野 泰	三元建設(株)
副会長	飯倉 二郎	(株)スキルホームズ	理事	新井 良亮	(株)ルミネ
副会長	近藤 芳則	(株)芳徳	理事	阿部 兵悦	(株)アジルコア
副会長	並木 宏道	(株)アストウル	理事	與良 博和	(株)ユー・エス・エス
副会長	永井 良明	渋谷地下商店街振興組合	理事	青木 浩一	(株)東急百貨店総務部
副会長	小出 修一	新東産業(株)	理事	名取 康治	名取不動産(株)
		10名(11名以内)	理事	永山 一洋	永山一洋税理士事務所
常任理事	高橋 栄子	(有)パープル	理事	佐藤 和助	佐藤和助税理士事務所
常任理事	鈴木 富士子	(有)共栄商事	理事	赤松 秀一	赤松秀一税理士事務所
常任理事	松嶋 一海	松嶋一海税理士事務所	理事	伊東 貞	伊東貞税理士事務所
常任理事	安田 豊穂	安田商事(株)	理事	山田 宜郷	山王山田法律事務所
常任理事	大谷 進	千代田不動産	理事	秦 正二	(株)アートラスト
常任理事	白子 英城	ハクエー産業(株)	理事	高橋 正一郎	トライネット
常任理事	佐藤 慶輔	(株)不動産プラス	理事	高地 貴志	トシコーポレーション
常任理事	福田 正史	旭東化学産業(株)	理事	今福 京子	ケイワークプランニング
常任理事	山田 泰典	司法書士山田泰典事務所	理事	守永 浩一	(株)スリーボンド
常任理事	小林 明治	(株)アドリード	理事	松崎 宏	(株)高葉屋
常任理事	丹 道夫	ダイタンキッチン(株)			31名(40名以内)
常任理事	星仲 俊哉	西武信用金庫(渋谷営業)			
常任理事	米田 紀代志	(株)アルテ設計			
常任理事	大竹 和之	不動産バンク(株)	総務委員長	飯倉 二郎	
		14名(20名以内)	財務委員長	加藤 則幸	
理事	小林 幹育	リソー(有)	研修委員長	米田 紀代志	
理事	大西 賢治	渋谷区商店街連合会	広報委員長	近藤 芳徳	
理事	東 宜昭	東義光商事(株)	組織・青年部会長	篠崎 隆利	
理事	外塚 英一	西武信用金庫(原宿)	女性部会長	高橋 栄子	
理事	堀田 弘一郎	西武信用金庫(恵比寿)	女性部副会長	鈴木 富士子	
理事	榎原 隆	西武信用金庫(千駄ヶ谷)	印紙部会長	松嶋 一海	
理事	蔵本 圭	西武信用金庫(幡ヶ谷)			
理事	小川 勉	さわやか信用金庫	名誉会長	白子 英男	(株)永生
理事	清水 俊宏	城南信用金庫	監事	土屋 正	(有)東京第一地所
理事	塚本 勝也	(株)イワキ	監事	北村 進	(株)良正

## 名刺交換会・クリアファイルの贈呈式

令和5年度の渋谷税務関係団体協議会の名刺交換会及び意見交換会が令和5年7月19日(水)16:30から開催されました。コロナウイルスの影響で税務署内にて各団体毎に開催されていた名刺交換会も4年ぶりに東郷記念館にて関係団体が一堂に会し執り行われました。

集合写真の撮影(本誌表紙部分の写真)・クリアファイルの贈呈式・その後の意見交換会が新署長を囲んで行なわれました。



### 世界の消費税令和5年度クリアファイル協賛者

### 渋谷間税会

申込み事業者名	代表者名	寄贈申込み枚数	自己使用	合計
三船総業(株)	千脇広久	12000		12000
有限会社マリモ企画	千脇忍	1000		1000
有限会社マリモ企画	千脇忍		500	500
有限会社パープル	加藤則幸	3000		3000
有限会社パープル	加藤則幸		3000	3000
安田商事(株)	安田豊穂	2000		2000
株式会社不動産プラス	佐藤慶輔	500		500
株式会社不動産プラス	佐藤慶輔		500	500
新東産業株式会社	小出修一	500		500
(株)永生	白子英男	500		500
ハクエー産業(株)	白子英城	500		500
(有)共栄商事	鈴木富士子	250		250
株式会社本国	北島義久	200		200
株式会社本国	北島義久		800	800
有限会社東京第一地所	土屋正	500		500
有限会社東京第一地所	土屋正		500	500
株式会社スキルホームズ	飯倉二郎	800		800
株式会社スキルホームズ	飯倉二郎		200	200
(株)篠崎総合店舗センター	篠崎隆利	1000		1000
(株)篠崎総合店舗センター	篠崎隆利		1000	1000
松嶋税理士事務所	松嶋一海	500	500	1000
渋谷地下商店街振興組合	永井良明	500		500
佐藤和助会計事務所	佐藤和助	350		350
山王山田法律事務所	山田宣郷	2000		2000
	合計	26100	7000	33100

## 渋谷税務署 異動情報

(令和4年7月10日現在)

	新	(前任)	旧	(異動先)
署長	板倉弘至	東京局 課税第一部 次長	宮崎和久	退職
副署長(法人課税(総括)担当)	高木衛	留任(法人課税(調査)担当)	肥海智紀	国税不服審判所本部 副審判官
副署長(法人課税(調査)担当)	近藤奈沖	国税庁 広報広聴室 課長補佐	高木衛	留任(法人課税(総括)担当)
副署長(法人課税(調査)担当)	他村賢治	東京局 課税第二部 総括主査	波木井公一	本郷署 副署長
副署長(個人課税・資産課税担当)	大野隆太	留任		
副署長(総務・管理運営・徴収担当)	城戸鈴依子	留任		
総務課長	大園篤士	練馬西署 総務課長	尾崎尚幸	東京国税不服審判所 副審判官
税務広報広聴官	福永亮	留任		
税務広報広聴官	池田亨	東京局 調査第二部 主査	山田幸子	立川署 個人課税第3統括官
管理運営第1統括官	須山貴成	東京局 調査第一部 主査	花房栄樹	練馬西署 管理運営第1統括官
徴収第1統括官	飯島啓介	東京局 徴収部 総括主査	津久美光一郎	東京局 徴収部 総括主査
個人課税第1統括官	樋熊聰	立川署 個人課税第1統括官	西田敏幸	玉川署 特別調査官
資産課税第1統括官	吉田和史	東京上野署 資産課税第1統括官	吉澤弘二	国税不服審判所沖縄事務所 副審判官
法人課税第1統括官	黒澤聡明	芝署 法人課税第1統括官	永島英一	麹町署 法人課税第1統括官
法人課税第2統括官	東山秀子	京橋署 法人課税第2統括官	百武順子	玉川署 法人課税第3統括官
法人課税第3統括官	栗原輝枝	神田署 法人課税第3統括官	高岡俊雄	柏署 法人課税第1統括官

### 統括官からご挨拶

**東山 秀子**

渋谷間税会の皆様の楽しい会活動を、一緒に盛り上げていきたいと思っています。  
一年間、よろしく願いいたします。

国税の納付は、簡単・便利な  
キャッシュレス納付で！

選べる納付手段

振替納税

ダイレクト納付

インターネットバンキング等

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ① 自宅やオフィスから納付可能！
- ② スマホやPCで簡単手続き！
- ③ 現金管理の効率化！



各納付方法の詳細は、  
国税庁ホームページを  
ご確認ください。



# 国税の納付は

# スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から  
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の  
詳しい情報はこちらから



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

- ✓ **事前手続き不要！**
- ✓ **いつでもできる！  
場所を選ばず  
どこでもできる！**

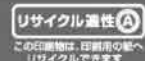
「国税スマートフォン  
決済専用サイト」に  
アクセス！

Pay払い(〇〇ペイ)  
を選択し、画面の表示  
に従って手続き！

## 留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。  
※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。  
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。  
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。  
詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

R4.11

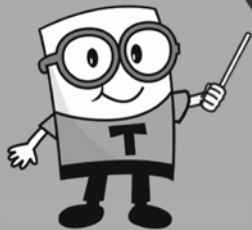


# 消費税

## インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

### 4つのポイント

ポイント  
1

免税事業者からインボイス  
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の  
**2割**に軽減

詳しくは、**P2**

ポイント  
2

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、  
インボイス保存**不要**

詳しくは、**P3**

ポイント  
3

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、  
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P3**

ポイント  
4

これから登録される  
免税事業者の方

**登録希望日**に  
登録が可能に

詳しくは、**P4**

**重要**

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、  
必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。  
ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて  
紹介しております。



ポイント  
1

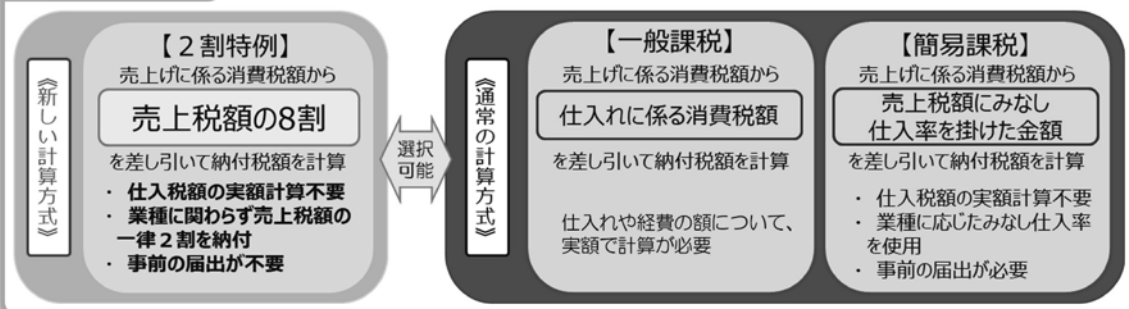
## インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

### 計算イメージ



### 適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



### 適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者  
 ➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

### 留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能  
 適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

### 対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント  
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間<sup>(※)</sup>における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合  
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合  
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント  
3

1万円未満の返品や値引きについて  
返還インボイスの交付が不要

すべての事業者  
の方が対象！

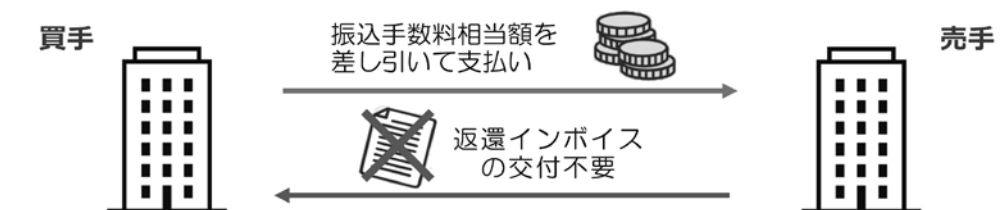


(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



➡ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント  
4

## インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

### 見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

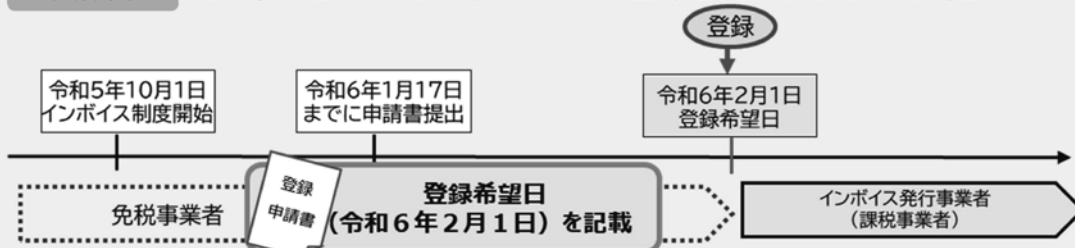
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

### 見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

#### 具休例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

### 見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

## インボイス制度に関するお問合わせ先

### インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

### インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）  
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



国 税 庁 【法人番号】7000012050002

## 交流会イベント

渋谷間税会 副会長 加藤 則幸

### 交流会イベント「屋形船」

連日、35度を超える暑さの夏でした。7月の理事会での発案で屋形船を企画しました。  
9月6日、4年ぶりに東大井の岩田丸で東京湾に出ました。  
「まつ乃家 栄太郎さん」と共に参加者22名で楽しく語らい親睦を深めました。



## 渋谷間税会青年部会活動報告

令和5年8月

青年部会 部会長 篠崎 隆利

### 「サツキ会ゴルフコンペ報告」

5月10日姉ヶ崎カントリー倶楽部は、絶好のゴルフ日和となりました。  
競技は、新ペリア方式（隠しホールの中でハンデーキャップを決める）なので必ずしも好スコアの方が優勝するわけではないのですが、やはりゴルフ好きはスコアメイクに徹します。久しぶりに会う参加者はゴルフ談義に花が咲き、ドライバーが飛ばなくなってもコース攻略が肝心だ「寄せワンで行こう！」と笑顔がたえませんでした。

便利なのは、プレー中でも各人の順位が乗用カートのスコアナビで表示されることです。

成績発表会では和気藹々と親交を深め次回開催に向けてお開きとなりました。

- ◆競技方法 新ペリア方式18ホールストロークプレイ
- ◆西コース（前半）INコース（後半）OUTコース
- ◆成績 優勝 藤井 孝安 OUT 52 IN 55  
準優勝 平岩 初治 OUT 49 IN 52  
3位 飯倉 二郎 OUT 53 IN 52



### ●青年部会後期活動予定

- 9月 岩手県遠野観光・バスケット観戦会（サン・ロッカーズ応援）
- 10月 サツキ会
- 11月 卓球大会
- 12月 Xmas party

## 渋谷間税会女性部会活動報告・活動予定

令和5年8月

女性部会 会長 高橋 栄子

間税会会員の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今年の夏も暑い日が続きましたが、そろそろ秋の便りも届く今日この頃です。平素は間税会の活動にご協力頂きまして有難うございます。

女性部会では4月に「はとバスツアー」を催行し、夕方から日没、薄暮そして夜へと変わっていく空を、東京タワー～レインボーブリッジ～舞浜ヒルトン東京ベイ～スカイツリー等で楽しみました。

今年度はコロナに依る制約も少なくなり、令和5年度の各事業も通常の形に戻りました。

今後の活動予定としまして、昨年、好評だった「ボウリング大会」又、紅葉の時期になったら「青梅ハイキング」はいかがでしょうか。

10月にはインボイス制度も始まります。間税会活動にご理解とご協力をお願い致します。

そして一緒に楽しみましょう。お待ちしております。



インボイス

正しい理解が

大事です

会員協賛広告

山王山田法律事務所

弁護士 山田 宣郷

Te11031359717737  
 〒10000014  
 東京都千代田区永田町2-9-8  
 パレロワイヤル永田町302

株式会社 篠崎総合店舗センター

代表取締役社長 篠崎 隆利

Te11031346312271  
 〒15000021  
 東京都渋谷区恵比寿西1-9-6

渋谷地下商店街振興組合

理事長 永井 良明

Te11031346117739  
 〒15000043  
 東京都渋谷区道玄坂2-2-1

株式会社 スキルホームズ

代表取締役会長 飯倉 二郎

Te1103157906317  
 〒15100066  
 東京都渋谷区西原3-4-5

有限会社 東京第一地所

代表取締役 土屋 正

Te11031378066081  
 〒15000042  
 東京都渋谷区宇田川町6-1-1103

ハクエー産業株式会社

代表取締役 白子 英城

Te1103154830188  
 〒15000002  
 東京都渋谷区渋谷1-1-6

不動産・賃貸・管理  
 有限会社 パープル

代表取締役 加藤 則幸

Te1103154890581  
 〒15000031  
 東京都渋谷区桜丘町29番33号

長谷川印刷株式会社

代表取締役 長谷川 貴也

Te1103134611317  
 〒15000045  
 東京都渋谷区神泉町17-8

株式会社 不動産プラス

代表取締役 佐藤 慶輔

Te11031641515118  
 〒15000043  
 東京都渋谷区道玄坂2-6-2  
 美奈津ビル4階

株式会社 芳徳

代表取締役 近藤 芳則

Te1103134003651  
 〒15000002  
 東京都渋谷区渋谷3-27-15  
 坂上ビルB1F

株式会社 本国

代表取締役 北島 義久

Te1103134447211  
 〒15000012  
 東京都渋谷区広尾5-2-25

松嶋一海税理士事務所

税理士 松嶋 一海

Te11031335715010  
 〒16000008  
 東京都新宿区三栄町16  
 松啓ビル201

有限会社 マリモ企画

代表取締役 千脇 忍

Te1103137700765  
 〒15000041  
 東京都渋谷区神南1-5-14

三船総業株式会社

代表取締役 千脇 広久

Te11031346212577  
 〒15000041  
 東京都渋谷区神南1-5-14

安田商事株式会社

代表取締役 安田 豊穂

Te1103137801190  
 〒15000041  
 東京都渋谷区神南1-5-14

# 西武信用金庫 渋谷営業部・三軒茶屋支店

移転&リニューアルオープン!

2023  
**10/10**  
(火)

NEW access  
information  
(10/10 ~)

新所在地

渋谷区宇田川町 3-5  
Spark SHIBUYA 2F

電話番号

03-6450-5681  
(変更なし)

営業時間

窓口 (平日) 9時~15時  
ATM (平日) 9時~17時

西武信用金庫